

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

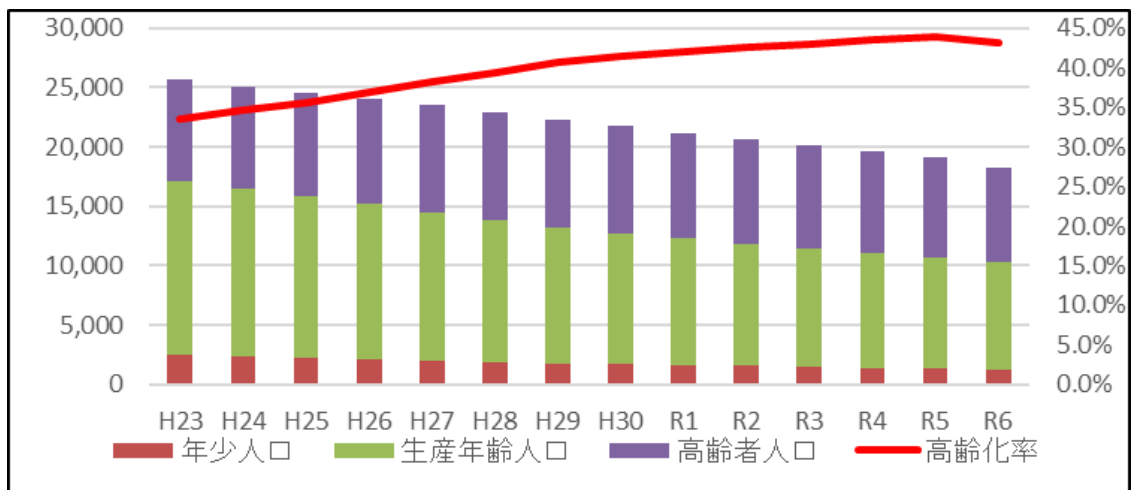
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 美唄市の人口構造及び産業構造

美唄市は、札幌市から旭川市のちょうど中間に位置し、市の総面積約27,769haのうち、夕張山地に連なる町の東側約1,100haを森林が占め、西側の石狩平野には水田を主とする9,410haの農地が広がる農村地帯である。

美唄市の人口は、昭和29年の約9万1千人をピークに、相次ぐ炭鉱の閉山により昭和50年には約3万9千人まで減少。ここ10年では約6,000人減少し、現在では2万人を下回っている。人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、この10年の間に高齢化率は36.8%から43.2%に上昇する一方、減少した人口のほとんどは生産年齢人口となっている（図1）。

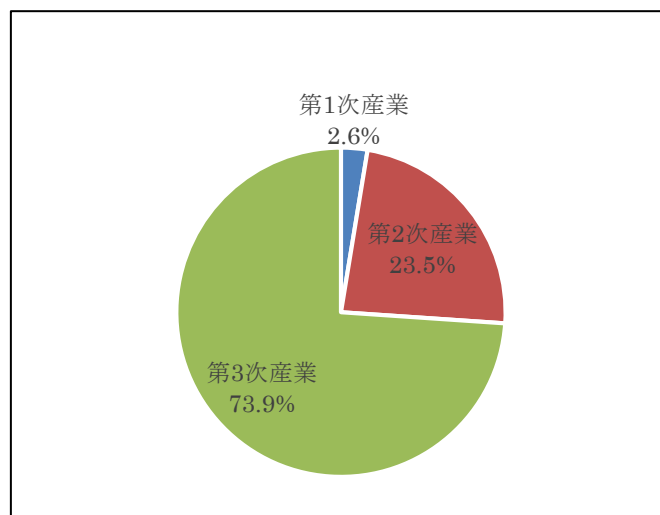
【図1】 美唄市の人口及び高齢化率の推移



出典：(美唄市「住民基本台帳人口」)

次に従業者数を産業別で見ると、第3次産業（サービス業その他）が最も高く73.9%となり、次いで第2次産業（建設業、製造業）が23.5%、第3位が第1次産業（農林漁業）2.6%となっている（図2）。

【図2】美唄市の産業構造（従業者別）

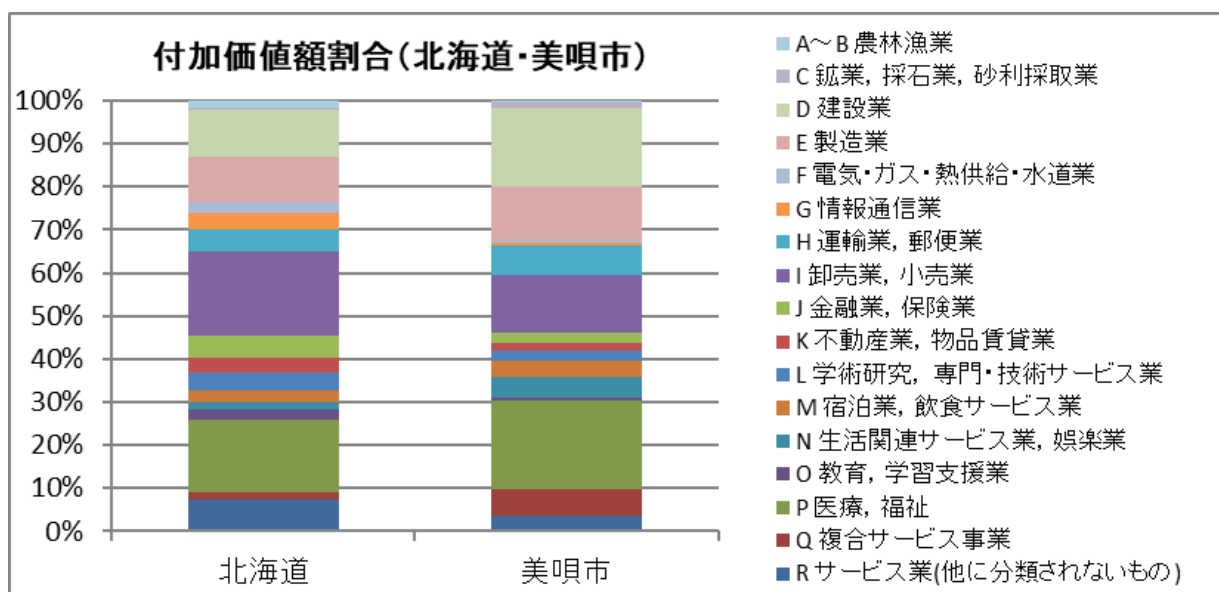


出典：(総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」)

産業別の付加価値額の割合で見ると、美唄市は、製造業、医療・福祉、卸売業・小売業、建設業の割合が高く、北海道と比較しても第2次産業の割合が高い。

製造業、サービス業を含めた非製造業を問わず多様な業種で付加価値を生み出している（図3）。

【図3】美唄市と北海道の産業構造（産業別付加価値額の割合）

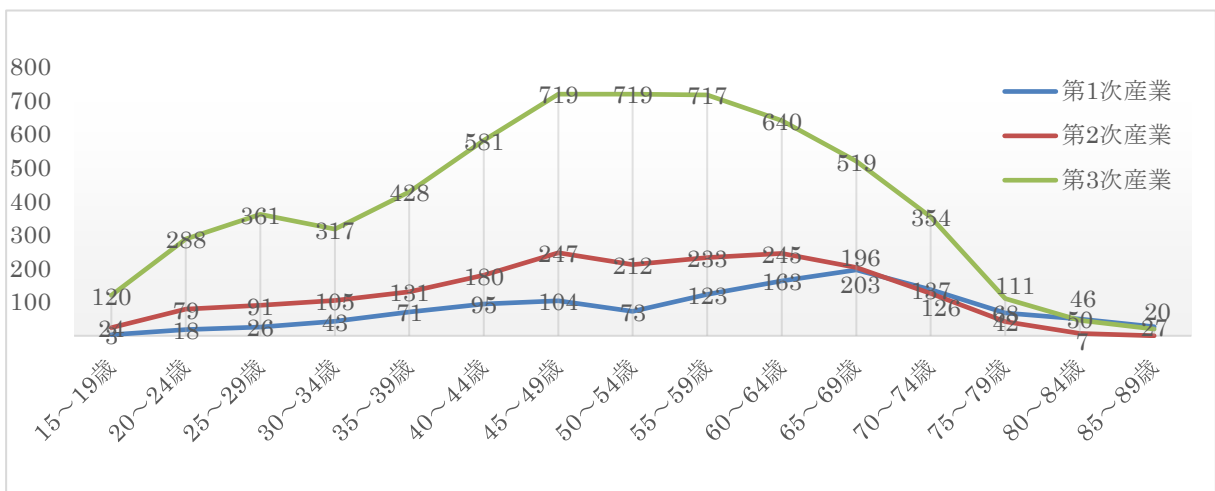


出典：(総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」)

② 就業者の高齢化

美唄市においては、人口減少とともに地域経済を担う就業者数も平均年齢 51.6 歳と高齢化しており、北海道平均の 48.7 歳を上回っている。年齢の若い世代は年々減少している一方、今後、数年内に退職するであろう 65 歳以上の世代が全体の 21%以上を占めており、今後益々、企業を支える労働者の減少が予想される（図 4）。

【図 4】美唄市の産業構造（産業別・就業者年齢構成）



出典:「令和 2 年国勢調査結果」(総務省統計局)

③ 美唄市内の産業における課題

人口減少に伴う労働者人口の減少と高齢化の影響が市内の中小の企業・事業所にくまなく及んでおり、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、労働生産性を向上させるための設備投資の促進が喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 8 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、市内への経済波及効果及び雇用の創出の観点並びに景観や環境への調和及び配慮が特に必要であることから、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有する中小企業者が発電電力を自らの事業所又は工場等の設備に供給するもの以外の太陽光発電設備や系統用蓄電池等の設置（空知団地内における事業所又は工場等に供給するために空知団地内に設置される太陽光発電設備や系統用蓄電池等を除く。）は、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

美唄市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、美唄市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

美唄市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月25日から令和9年6月24日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。